

様式2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項			
法人名	国立研究開発法人建築研究所		
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）	
	中長期目標期間	平成28～33年度	
2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	国土交通大臣		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
主務大臣	(共管法人は評価の分担についても記載)		
法人所管部局	(評価を実施した部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
評価点検部局	(主務大臣評価を取りまとめ、点検する部局を記載)	担当課、責任者	(担当課、課長名等を記載)
3. 評価の実施に関する事項 (実地調査、理事長・監事ヒアリング、研究開発に関する審議会からの意見聴取など、評価のために実施した手続等を記載)			
4. その他評価に関する重要事項 (目標・計画の変更、評価対象法人に係る重要な変化、評価体制の変更に関する事項などを記載)			

様式 2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
		A	A	A			
評定に至った理由	(上記評定に至った理由を記載)						
2. 法人全体に対する評価 (各項目別評価、法人全体としての業務運営状況等を踏まえ、国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に向けた法人全体の評価を記述。その際、法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える事項その他法人全体の単位で評価すべき事項、災害対応など、目標、計画になく項目別評定に反映されていない事項などについても適切に記載)							
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等 (項目別評価で指摘した主な課題、改善事項等で、翌年度以降のフォローアップが必要な事項等を記載。中長期計画及び現時点の年度計画の変更が必要となる事項があれば必ず記載。項目別評価で示された主な助言、警告等があれば記載)							
4. その他事項							
研究開発に関する審議会の主な意見	(研究開発に関する審議会の主な意見などについて記載)						
監事の主な意見	(監事の意見で特に記載が必要な事項があれば記載)						

章2.(4)において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、研究開発成果の最大化に向けて、解決すべき重要課題ごとに、複数の研究開発課題のほか、技術の指導や成果の普及等も組み合わせた研究開発プログラムを構成することによって、効果的に国民生活及び社会への成果の還元を図るものとし、研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。

研究開発の実施に当たっては、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとし、また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。

なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、建研は引き続き国との密な連携を図るものとする。

の実施に当たっては、大学・研究機関との研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進する。その際、大学・研究機関等との共同研究、政府出資金を活用した委託研究、国の機関に加え大学・民間研究機関等との人的交流等の産学官連携を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努める。また、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなど競争的資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、研究開発成果の最大化を更に図る。

さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。

の実施に当たっては、大学・研究機関との研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、内容に応じ、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、他分野との協調も含めた幅広い視点に立って、研究開発の効果的かつ効率的な連携を推進するものとする。その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとし、また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。

さらに、研究開発等における国際的な動向や情報を的確に把握するとともに、二国間の取極である科学技術協力協定等に基づく共同研究等を通じて、研究開発等に関する国際的な連携や交流に努める。

技能者の減少を克服する建築の合理的品質管理体系に関する研究」、「BIM活用等の多様な建築生産に対応するプロジェクト運営手法に関する研究」等の課題を取り組んだ。

○国土技術政策総合研究所と共同で令和元年9月に発生した台風第15号に伴う強風による被害が生じた千葉県(富津市、鋸南町、南房総市、館山市)と東京都島嶼部(神津島、新島)の建築物等を対象に工学的見地からの現地調査を実施した。なお、現地調査は5回(9月10日、12日、13日、18日、22~23日)行われた。これらの調査結果をまとめたものを速報資料として10月24日に建築研究所HP上で公表した。また、令和2年2月5日に神奈川県逗子市池子の斜面で土砂崩れが発生した。建築研究所では、国土交通省住宅局からの要請を受け、国土技術政策総合研究所と合同で2月7日に現地調査を行い、現地状況および周辺建物への影響について国土交通省に報告した。この他、9月と10月に発生した台風第15号及び台風第19号に伴う強風によるゴルフ練習場の鉄柱の被害や、令和元年10月12日に千葉県市原市で発生した建築物等の竜巻被害について現地調査を行っており、計4件の災害現地調査を実施した。

○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取組を、次のとおり行った。
・「3次元データを用いた地震後の損傷評価手法に関する基礎的検討」や「LCCM (Life Cycle Carbon Minus) 住宅に関する研究」をはじめ、外部の研究機関と共同研究を44件実施した。
・このうち16件は、国土交通省の建築基準整備促進事業の補助金を受けた民間事業者等との共同研究であり、建築基準の整備を促進する上で必要となる基礎的な調査研究及び技術基準の原案の基礎資料の作成等を行った。
○海外研究機関等との共同研究を含め、共同研究参加者数は、112名であった。
・国内から、客員研究員47名、交流研究員21名、合計68名を受け入れた。

○競争的資金等の積極的獲得に関し、次の取組みを実施した。
・理事長等で構成する所内の競争的資金審査会を5回開催し、20名・合計20件の申請課題について、申請内容の事前ヒアリングを行い、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努めた。

○その結果、次のとおりであった。
・新たな獲得数は11課題であり、継続課題と合わせて

研究評価委員会においては、以下の観点から外部評価を受けた。

○成果・取組が國の方針や社会のニーズに合致しているか。
・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、a評価とされた。
・台風15号や台風19号などの自然災害に関する調査研究の推進などを行った。
・研究成果は、建築物省エネ法関連の技術基準の策定、中高層木造建築の耐火性能や耐震性能に関する技術基準の策定、BIMの導入環境の整備等に結びついている。
・「society5.0」におけるIoT等技術を活用した建築分野のi-Constructionの進化、働き方改革への貢献に努めている。

○千葉県において発生した台風第15号に伴う強風等による建築物被害や神奈川県逗子市池子の斜面で発生した土砂崩れの周辺建物への影響等に関する調査などを行った。
また、調査結果の公表、結果に基づく外部委員会への参画を通じて、技術基準整備に協力するなどの取組みを行った。

○研究開発の効果的・効率的な推進のため、建築基準の整備促進等の重要な政策課題に対応するなど、国内外の大学・民間事業者・研究機関との共同研究や研究者の受入等の取組みを実施した。
○国内外の大学、民間事業者、研究開発機関との連携・協力の取り組みが適切かつ十分であるか。
・建築研究所に設置された外部評価委員会において下記の点が評価され、a評価とされた。
・共同研究参加者数は112名となっており、国土交通大臣の設定した目標値100名以上を達成した。
・国をはじめ、民間事業者や研究開発機関と適切に連携体制を構築し、研究開発に取り組んでいる。

○競争的資金審査会等により、競争的資金等の組織的かつ戦略的な獲得に努め、建築研究所の役

に対する技術の指導を実施するものとする。	政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。	(以下「JICA」という。)等の国際協力活動を実施する団体と連携し、開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、国等からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を行う。					
イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。 さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を促進する体制を構築する。	イ) 成果の普及等 研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力する。 また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表を通じて技術者のみならず広く国民への情報発信を行い、外部からの評価を積極的に受けられることとし、併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供する。 さらに、出資を活用し、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及を促進する体制を構築する。	評価軸 (1) 研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。 • 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として6件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。 (2) 社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか • 研究開発成果を発表するため、建築研究所講演会をはじめ、7回の発表会等を開催した。国際会議を含めた開催数は9回となる。 • 査読付き論文64報をはじめ、389報の論文等を発表した。	評価軸 ○研究開発成果を適切な形で取りまとめ、関係学会での発表等による成果の普及を次のとおり実施した。 • 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態として、研究成果を取りまとめた報告書を「建築研究資料」として6件出版し、ホームページで公表した。これらは、建築行政実務等に活用されている。 ○社会に向けて分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を、次のとおり実施した。 • 施設一般公開を33回実施した。	評価指標 ○発表会、国際会議の主催数 (目標値:10回以上) ○査読付き論文の発表数 (目標値:60報以上) ○研究施設の公開回数 (目標値:2回以上)	評価指標 ○発表会、国際会議の主催数 (目標値:10回以上) ○査読付き論文の発表数 (目標値:60報以上) ○研究施設の公開回数 (目標値:2回以上)	モニタリング指標 ○刊行物の発行件数 ○論文等の発表数(査読付きを含む。) ○ホームページのアクセス数	モニタリング指標 ○刊行物の発行件数 ○論文等の発表数(査読付きを含む。) ○ホームページのアクセス数

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2	研修に関する事項							
関連する政策・施策					当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人建築研究所法第12条第6号		
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び困難度について記載) 【重要度：高】				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー			

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
①主な参考指標情報								
	目標値	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
JICAによる研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値(点)	80以上	—	91	91	93	91		
研修修了者数(人)	—	50	55	62	46	38		
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
予算額（千円）		28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
決算額（千円）	149,689	148,927	144,403	159,890				
経常費用（千円）	167,819	165,936	160,319	187,408				
経常利益（千円）	2,529	3,066	5,785	4,691				
行政サービス実施コスト（千円） ※令和元年度以降は会計基準見直しに基づき行政コスト（千円）を記載	150,962	136,817	145,282	264,921				
従事人員数（人）	9	8	9	10				

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び委員による意見

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸（評価の視点）、指標等	法人の業務実績等・自己評価	委員による意見	
				主な業務実績等	自己評価	
2. 研修に関する事項 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、地震工学に関する研修を実施するものとする。その際、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させ、研修内容を充実させることで、研修業務の効果的かつ効率的な実施に引き続き努めるものとする。	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、毎年度、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。その際、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる	2. 研修に関する計画 開発途上国等の技術者等の養成を行うことで、開発途上国等における地震防災対策の向上が図られるよう、JICA 等との連携により、地震工学に関する研修（長期研修及び短期研修）を実施する。また、研修内容を充実させることで、開発途上国等の技術者の養成を効果的かつ効率的に実施するため、研修のカリキュラムに地震工学に関する最新の知見を反映させる	評価軸 ○研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成が適切になされているか 評価指標 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修の有用性に関する評価の平均値（目標値：80 点以上） モニタリング指標 ○研修修了者数	<主要な業務実績> ○国際地震工学研修に関し、次の取組を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修修了生は 38 名となった。 ・通年研修では、8か国から 10 名の研修生を受け入れた。また、平成 29 年度に受け入れた研修生について、11 名に修士号学位が授与された。 ・グローバル地震観測研修では、9か国から 12 名の研修生を受け入れた。 ・スペイン語による中南米地震工学研修では、7 か国から 11 名の研修生を受け入れた。 ○JICA による研修修了者に対するアンケート調査における研修評価の有用性に関する評価の平均値は 91 点であった。	<評定と根拠> 評定：A ○建築研究所に設置された研修評価委員会において、応募促進のための研修の周知や IISEE Facebook といった取り組みが評価され、「適切かつ大きな成果」と評価されたこと等を総合的に勘案し、自己評価を Aとした。 ○研修生の受入、通年研修での修士号学位取得、中南米研修の実施など、研修を通じて開発途上国等の技術者等の養成を適切に行なった。	評定 <評定に至った理由> (業務運営の状況、研究開発成果の創出の状況及び将来の成果の創出の期待等を踏まえ、評定に至った根拠を具体的かつ明確に記載) <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	業務運営の効率化に関する事項 (業務の改善の取組、業務の電子化)								
当該項目の重要度、困難度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー					

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して3%相当	—	3.0	3.0	3.0	3.0			
業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (%)	毎年度、前年度の予算額に対して1%相当	—	1.0	1.0	1.0	1.0			
研究評価委員会の開催数(回)	—	2	2	2	2	2			

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び委員による意見

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		委員による意見
				業務実績	自己評価	
第4章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図るものとする。	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。 (2) PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施するものとする。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行うものとする。	第2章 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 業務改善の取組 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化への機動的な対応や業務管理の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。 (2) PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究課題の選定及び研究開発の実施に当たっては、評価結果を適切に反映させて研究開発に取り組むため、研究評価実施要領に沿って、建研内部での相互評価による内部評価と外部の学識経験者、専門家等による外部評価により、事前、年度、見込、終了時の評価を行うこととし、当該研究開発の必要性、建研が実施することの必要性、実施状況、成果の質、研究体制等について評価を受ける。評価結果は、研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施する。なお、評価は、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して行う。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。	<主な定量的指標> ○研究評価委員会の開催数 ○一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (目標値3%) ○業務経費のうち業務運営の効率化に係る額の削減率 (目標値1%) <評価の視点> (1) 国の大綱的指針に基づく研究評価を適切かつ効率的に行ってい るか (2) 業務運営の効率化に取り組んでいるか (3) 契約の適正化を推進しているか	<主要な業務実績> ○効率的な組織運営のため、次の取組を実施した。 ・総務部、企画部等の研究支援部門の職員を可能な限り外部の研修会等に参加させた。非常勤職員を対象に事務説明会を開催した。 ○研究開発プログラムの実施、研究支援業務の質と運営効率の向上を図り、効率的な組織運営を推進した。	<評定と根拠> 評定：B ○業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したため、B評価とした。 ○研究評価を次のとおり実施した。 ・「国の大綱的指針に基づき、事前評価、年度評価、終了時評価、追跡評価の枠組みを整備し、それぞれについて自己評価、内部評価、外部有識者委員会による外部評価を着実に実施した。 ・研究開発の必要性、他の機関との連携及び役割分担、建築研究所が実施する必要性・妥当性、研究の実施状況、成果の質、研究体制等について、研究評価を行った。 ・令和元年度は、2回の研究評価を実施し、第一回は11課題、第二回は「安全・安心プログラム」、「持続可能プログラム」の研究開発プログラム及び9課題について評価した。	評定 <評定に至った理由> <今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など) <その他事項> (審議会の意見を記載するなど)

2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。	2. 業務の電子化 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	2. 業務の電子化 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ○所内インターネットの活用等、情報化・電子化を推進した。 ・令和元年度は平成 30 年度と比べ、建築研究所全体での紙の購入枚数及び職員 1 人あたり購入枚数がともに減少した。 	○業務の電子化に取り組み、業務運営全体の効率化を図った。
--	---	---	--	------------------------------

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

	果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし	究基盤の整備充実、出資の活用を含めた成果の普及及び研修に充てる。 第8章 その他業務運営に関する事項 国立研究開発法人建築研究所法第13条第1項に規定する積立金の使途 なし	○積立金はなく、中長期計画及び年度計画のとおりであった。	
--	---	--	------------------------------	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

いては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るものとする。

(4)組織・人事管理に関する事項

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用するものとする。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。

は、支障のない限り、国への返納を行う。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図る。

2. 人事に関する計画

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

また、知的財産の確保・管理については、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、出資の活用も含めて普及活動に取り組み知的財産の活用促進について検討を行う。

2. 人事に関する計画

高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニュアトラック制度を活用する。また、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。

さらに、職員個々に対する業績評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図る。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

○人材の獲得・配置・育成の戦略として、次の取組を実施した。

- ・人事評価システムについて、研究職員に加えて一般職員にも業績評価制度を採用するなど、適切に実施した。
- ・表彰をはじめとする研究者の評価・待遇を適切に実施した。
- ・新規採用職員等に対する講習会の開催や担当職員の外部研修の受講等により、人事管理体制の充実につとめた。
- ・国立研究開発法人として役割（ミッション）を全うできるよう、若手研究者を任期付職員として採用するなど、適正な人員管理を行っており、研究職59名のうち博士号取得者は49名（83%）であった。

○給与水準及び人件費削減の取組に関しては、次の取組を実施した。

- ・給与水準は、俸給・諸手当とともに国に準じて運用し、対国家公務員指数は、事務・技術職員102.4、研究職員は107.3となった。
- ・人件費削減の取組については、第一期中期目標期間の最終年度（平成17年度）予算額に対して、令和元年度の執行額で8.2%の削減を行っている。
- ・役員及び職員の給与規程の改正を行い、公表した。
- ・福利厚生費は、事務・事業の公共性・効率性、国民の信頼確保の観点から、真に必要なものに限って予算執行した。

○給与水準についても適切な状況を維持した。

○

○人件費についても適正な管理を行っている。

○

